

市第49号議案

横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正

横浜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ推進審議会条例（昭和37年 3 月横浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項から第 5 項までを削る。

第 4 条第 3 項を削る。

第 7 条を削り、第 6 条第 2 項中「委員」の次に「（専門の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた専門委員を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条第 4 項中「及び専門調査員」を削り、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（専門委員）

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長（調査審議する事項が教育委員会の諮問に係るものにあつては、教育委員会。以下同じ。）が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき

は、解任されるものとする。

第 8 条を次のように改める。

(部会)

第 8 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「会長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条第 1 項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第 2 項中「専門委員」とあるのは「当該部会を組織する専門委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市スポーツ推進審議会に専門委員を置き、及び部会を設置する等のため、横浜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（組織）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に
専門調査員を置くことができる。

4 専門調査員は、調査事項について専門の学識経験を有する者及
び関係行政機関の職員のうちから市長（調査事項が教育委員会の
諮問に係るものにあつては、教育委員会）が任命する。

5 専門調査員は、会長の命を受け、必要事項を調査する。
（任期）

第 4 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 専門調査員の任期は、前条第 5 項の調査が終了したときに、終
わるものとする。
（専門委員）

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を
置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長（調査審議する事項
が教育委員会の諮問に係るものにあつては、教育委員会。以下同
じ。）が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき
は、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 6 条 （本文省略）
第 5 条

(会 議 の 招 集 等)

第 7 条
第 6 条 (第 1 項 省 略)

2 会 議 は、 委 員 (専 門 の 事 項 を 調 査 審 議 す る 場 合 に あ っ て は、 そ
の た め に 置 か れ た 専 門 委 員 を 含 む。 次 項 に お い て 同 じ。) の 半 数

以 上 の 出 席 が な け れ ば、 開 く こ と が で き な い。

3 会 議 の 議 事 は、 出 席 し た 委 員
出 席 委 員 の 過 半 数 で 決 し、 可 否 同 数 の と き
は、 会 長 の 決 す る と ころ に よ る。

4 会 長 が 特 に 必 要 と 認 め た と き は、 議 事 に 関 係 の あ る 本 市 の 職 員
及 び 専 門 調 査 員 に 出 席 を 求 め、 意 見 を 徴 す る こ と が で き る。

(費 用 弁 償)

第 7 条 委 員 及 び 専 門 調 査 員 が 職 務 の た め 市 外 に 出 張 し た と き は、
費 用 弁 償 と し て 旅 費 を 支 給 す る。

2 前 項 の 旅 費 は、 横 浜 市 旅 費 条 例 (昭 和 23 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 73
号) 中 3 号 の 者 に 支 給 す る 額 に よ り、 同 条 例 を 準 用 し て 支 給 す る
。

(部 会)

(幹 事 及 び 書 記)

第 8 条 審 議 会 に、 部 会 を 置 く こ と が で き る。
審 議 会 に 幹 事 及 び 書 記 若 干 人 を 置 く。

2 部 会 は、 会 長 が 指 名 す る 委 員 及 び 専 門 委 員 を も っ て 組 織 す る。
幹 事 及 び 書 記 は、 横 浜 市 職 員 の う ち か ら 市 長 (会 議 の 案 件 が 教
育 委 員 会 の 諮 問 に 係 る も の に あ っ て は、 教 育 委 員 会 事 務 局 職 員 の
う ち か ら 教 育 委 員 会) が 命 ず る。

3 部 会 に 部 会 長 を 置 き、 会 長 が 指 名 す る。
幹 事 及 び 書 記 は、 会 長 の 命 を 受 け、 審 議 会 の 事 務 に 従 事 す る。

4 部 会 長 に 事 故 が あ る と き、 又 は 部 会 長 が 欠 け た と き は、 会 長 の
指 名 す る 部 会 の 委 員 が、 そ の 職 務 を 代 理 す る。

5 第 6 条 第 3 項 の 規 定 は 部 会 長 の 職 務 に つ い て、 前 条 の 規 定 は 部
会 の 会 議 に つ い て、 そ れ ぞ れ 準 用 す る。 こ の 場 合 に お い て、 第 6

条第 3 項並びに前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「会長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条第 1 項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第 2 項中「専門委員」とあるのは「当該部会を組織する専門委員」と読み替えるものとする。

- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。